

一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟公式ホームページ  
及び公式SNS運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟（以下「当法人」という。）の公式ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービスを利用した公式SNSの適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公式ホームページ 当法人が運用するインターネット上の公開用サーバに接続して表示されるすべてのページをいう。
- (2) ソーシャルネットワーキングサービス フェイスブック、ツイッター、LINE、インスタグラム、ユーチューブ等インターネット上のサービスを利用して、情報を発信し、又は相互に情報のやりとりを行うことができる伝達媒体をいう。
- (3) 公式SNS 当法人が運用する各ソーシャルネットワーキングサービスを総称していう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、原則として当法人がインターネットを通じて提供する公式ホームページ及び公式SNSの全てに適用されるものとする。

(運用責任者)

第4条 当法人における公式ホームページ及び公式SNSの運用責任者は、総務委員会担当理事とし、運用者は、役員、専門委員会委員及び職員のうち、運用者として任命された者とする。

(情報発信)

第5条 運用者は、当法人からのお知らせやイベント情報などを選別し、画像などを添付して分かりやすい言葉遣いで、親しみが持てる内容を情報発信する。

2 情報発信する内容は、運用責任者の決裁を必要とする。ただし、次の各号に掲げるものは、SNS等の特性や情報発信の即時性を考慮し、運用者の判断により情報を発信することができる。

- (1) 既に一般に周知されている事項について、再度正しい情報として発信する場合

(2) イベント、競技会等の開催案内・募集・現況・結果などについて  
情報発信する場合

(3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

3 災害情報など緊急性が高い情報は、運用者の判断により、情報を発信  
することができる。

4 基本的人権やプライバシー、肖像権などに十分配慮するとともに、誹  
謗中傷や単なる噂話、わいせつな内容など公序良俗に反するものを発  
信してはならない。また、当法人の方針決定の過程にある内容や当法人  
の方針に反する内容等を発信してはならない。

(利用者優先)

第6条 公式ホームページ及び公式SNSの作成に際しては、利用者の  
視点に立って行うものとする。

(情報の統一)

第7条 当法人として統一した情報を利用者へ提供するため、公式ホー  
ムページ及び公式SNSの内容は、当該事業に関わる関係者との調整  
を十分に行うものとする。

(安全性の確保)

第8条 公式ホームページ及び公式SNSには、必要なセキュリティ対  
策を行うものとする。

2 個人情報に関わる公式ホームページ及び公式SNSには、必ず暗号  
化又はそれに代わる対応を行い、個人情報の漏えい等の事故を起こし  
てはならない。

(肖像権・著作権等)

第9条 公式ホームページ及び公式SNSにおける文章、画像、音楽等の  
肖像権、著作権及び関連諸権利については、当該ホームページ、フェイ  
スブックの作成及び公開に問題が生じないよう留意するものとする。

(PR)

第10条 各種メディアや当法人の作成物へのURL掲示により、積極的  
に公式ホームページ及び公式SNSのPRを行うものとする。

2 各種検索エンジンを利用したアクセスが一般的になっていることに  
鑑み、検索エンジン対策について可能な限り務めるものとする。

(遵守事項)

第11条 以下の各号に該当する内容は、公式ホームページ及び公式SNS  
に掲載してはならない。

(1) 法令等に違反するもの

- (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 当法人の名誉をき損し、又は信用を損なうもの
  - (4) 個人、団体等を誹謗中傷する内容のもの
  - (5) 政治活動、宗教活動、選挙運動等に関する内容のもの
  - (6) 著作権、商標権、肖像権等又は第三者の知的所有権を侵害するもの
  - (7) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
  - (8) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの
  - (9) 有害なプログラム等に誘導するもの
  - (10) わいせつな表現等を含む不適切なもの
  - (11) その他、運用管理者が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク
- (雑則)

第 12 条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、2022年10月16日から施行する。